

近代都市史研究試論

鈴木 芳 行

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 租 税 史 料 館 研 究 調 査 員 〕

目 次

はじめに	485
1 成長する所得税	488
2 都市を中心とする課税	493
3 突出的な六大都市の所得税	498
4 都市社会を担う主体	502
5 地租の変容にみる都市化	508
6 拡大する大都市の免租地	515
むすびに	520

(掲載表)

表 1	国税収入と基幹四税の動き
表 2	全国都市の所得税額
表 3	六大都市の所得税割合
表 4	六大都市の高額納税者
表 5	六大都市の法人・個人別税収割合
表 6	東京の所得種類と動き
表 7	六大都市の地租割合
表 8	六大都市の町村合併
表 9	六大都市の主な免租地
表 10	六大都市の交通路

はじめに

都市は人口の集積地であって、周辺にある農村とはことなる地域と、一応は理解できる。しかし都市の概念は、世界的にも、歴史的にも、極めてさまざまである。東アジアと西アジア、あるいはヨーロッパとでは、都市のありようも、その構造も大きくことなる。また日本古代の平安京、近世の城下町、近代の複合都市や住宅団地都市などでは、生活様式も、都市の空間さえも大いにことなる。

明治 22 年（1889）に大日本帝国憲法が公にされ、日本は近代立憲国家としての歩みをはじめた。同じ年、国内最初の自治制度を定めた市制町村制が実施に移され、全国に 40 市の行政都市が誕生し、東京、大阪、京都の三大都市には、特別市制が採用された（明治 31 年特別市制廃止）。市制町村制は昭和 22 年（1947）に民主的な地方自治法が制定されるまで、半世紀以上にわたり施行され続けたが、そのもとで、市制を実現した行政都市は 150 市以上にも達し、全国的に都市化が進展した。いっぽう個別の大都市においても、市域は拡大し、農地から宅地への転換が急速にすすみ、都市化が進行したのである。

本稿の目的は、市制を実現した行政都市に着目し、とりわけ三大都市に横浜・名古屋・神戸を加えた六大都市を中心に、全国的に進展する都市化および大都市に深まる都市化について、所得税と地租という租税史料に依拠し、特色を導き出すことにある。

国税の課税は多少の例外はあっても、全国的に統一の基準が適用される。また国税のうち、所得税は「所得」を課税標準とし、地租は政府が定める「地価」が課税標準であった。

所得は収入源泉の違いにより種類が極めて多く、所得の多寡などによって、納税者数も税収も大きく変動する。

地租も課税対象の地目がさまざまにあって、いろいろな理由で課税地積も常に変動したから、地域の税収には大きな違いが生まれやすく、そのうえ政策的な地価の見直しや、地目の変換にともなう地価の騰落などによっても、税収は

大いにことなつた。

所得税と地租の徴収は、市制町村制施行のときから、第二次世界大戦ののち昭和 22 年所得税などに申告納税制度が導入されるまで、国による市町村への委託事務であった。そして徴収額などは一般的に、各府県庁が刊行する『府県統計書』、あるいは課税当局による『統計年報書』などで、公表される仕組みがあった。したがって所得税と地租は、納税者数や税収の規模、あるいは所得の種類、課税地目や課税地積などの内容およびその経年の変化を、個別都市別に、かつ全国的に統一の基準によりとらえることができる。

本研究では、まず地租、酒税、営業税、所得税の四大基幹税を対比しつつ、所得税の近代租税史上における成長ぶりを確認し、所得税と国内経済の発展との関連に言及する。つぎに所得税が都市を中心とする課税であることを立証したうえで、市制町村制施行のときから日中戦争にかけてのころを対象に、所得税と全国的な都市化にみられる密接な関連を抽出する。さらに全国でも所得税規模が突出して大きな六大都市に焦点をあてて、大都市ほど所得税収入が大きくなる理由を解明する。加えて首都東京の個人所得税納税者を分析して、所得税の主體的担い手と都市社会の主體的担い手を析出し、都市化にともなうこれらの変容を明らかにしたい。

ついで地租に注目し、地租改正いらい昭和戦前期のあいだで、地租の農村中心課税から都市中心課税への変容を明らかにする。かつ六大都市別に、大規模な町村合併の直前・直後における農地と宅地の変化などを分析し、大都市に進行する都市化についても、共通の特色を中心に明らかにする。さらに都市免租地の発生と免租地積の拡大などにも言及し、大都市に都市化が深まる時期、および都市化にひそむ特色について、考察を加える。

日本近代における都市史研究は、都市論でも、研究諸分野においても、豊富な蓄積がある。近年、これらの研究蓄積および研究動向を集大成し、かつ全国的な展望のうえに立って、多彩な分析視角を導入した研究書、大石嘉一郎・金沢史男編著『近代日本都市史研究』（日本経済評論社 2003 年）が、公刊された。

同書が指摘する行政都市とその変容という分析視角は、従来の都市史研究にもみられるが、本研究もこの分析視角に依拠した。そして行政都市とその変容を分析するにあたり、独自の手段として所得税と地租という具体的な租税を用いることにしたのである。

本研究で用いた主な租税史料は、とくに断らない限り、全国については大蔵省主税局『主税局統計年報書』（各回）に、個別都市については租税史料館の所蔵にかかる、つぎの各統計書によった。

- 『東京税務監督局統計書』（明治43年～昭和14年）
- 『大阪税務監督局統計書』（明治35年～昭和14年）
- 『京都税務監督局統計書』（明治35年～明治42年）
- 『秋田税務監督局統計書』（明治39年～明治43年）
- 『仙台税務監督局統計書』（大正2年～昭和10年）
- 『名古屋税務監督局統計書』（大正14年、昭和9年）
- 『広島税務監督局統計書』（明治44年～昭和14年）
- 『熊本税務監督局統計書』（大正2年～昭和14年）

個別都市でこれら統計書の刊行以前、あるいは租税史料館に欠落がある部分については、『府県統計書』に準拠した。

これまで租税を具体的な手段として都市化の進展を分析した試みは、皆無に等しい。拙稿「多摩の所得税元年」（『中央評論』 242 2002年）は所得税によって、多摩地域の都市化を指摘した小論で、同種の研究にはまれな一例である。その意味で、本研究は新しい試みであり、試論の域を一步踏み出そうとしたところの研究と位置づけられよう。

なお法令史料などの引用にあたっては、常用漢字を用い、適宜に読点を付した。

1 成長する所得税

近代日本における国税の収入規模は、明治 22 年（1889）に市制町村制が施行されたころおよそ 6600 万円、日清戦争（1894～95）から戦後にかけて倍増し、明治 32 年には 1 億 2600 万円となった。日露戦争（1904～05）では、戦費を調達するため非常特別税法が各租税に一律に実施されたことなどから、収入規模も 3 億円台に増大、明治後期から大正年代はじめにかけては 3 億円台が続いた。しかし第一次世界大戦（1914～18）では、まれにみる大戦景気の影響を受けて、大正 6 年（1917）に 4 億円、翌 7 年には 6 億円、戦争が終結した直後の大正 8 年には 8 億円台に突入し、8 億円台は昭和初期まで持続した。

昭和 5 年（1930）から同 8 年にかけては、昭和恐慌による大不況とその余波のため、収入規模も縮小した。しかし同 9 年には回復し、同 11 年に 10 億円台に突入すると、その後は日中戦争（1937～45）と太平洋戦争（1941～45）下における財政需要の増大に応じて、収入規模もうなぎのぼりに拡大した。すなわち昭和 14 年 20 億円台、同 16 年 40 億円台、同 18 年 80 億円台、同 19 年にはついに 100 億円台に、急膨張したのである。

国税の種類は多数あって、明治のはじめから大正のおわりまでに 65 種類も設けられたが、昭和戦前期には、戦時期を中心にさらに 27 種類もの新税が設けられ、収入規模の急膨張を支えた。しかしこれら多様な国税のなかでも、税収規模が大きく、しかも長期間にわたるという意味の基幹税に相当するのは、酒税と地租、営業税、所得税の 4 種類である。

これら基幹四税の沿革は大略、つぎようになる。

地租は明治 6 年にはじまった地租改正により、江戸時代の年貢が地租に改められた租税で、法定地価が課税標準となった。明治 17 年制定の地租条例により、部分的な修正は認めても、地価は固定的となった。地租は地租改正時から日清戦争のころまで、租税の中心であった。明治 43 年に宅地地価修正法が実施されると、都市を中心に地価が引きあげられた。そして大正末年から昭和 2 年にかけての土地賃貸価格調査事業をうけて、昭和 6 年には地租法が施行され、

宅地の地価と明治初年くらいはじめて農地の地価が全面的に見直され、かつ地租の課税標準が土地賃貸価格にかわった。第二次世界大戦後の昭和 22 年に同法は廃止されたが、地租は地方に委譲され、同 25 年にはシャープ勧告にもとづく税制改革で、市区町村の固定資産税にかわった。

酒税は明治はじめ、江戸時代に運上あるいは冥加として酒屋の営業にかかった租税を、新政府がいち早く受けついだものである。酒税は西南戦争（1877）ののち、繰り返し行われた酒税政策によって間接税化し、間接税の筆頭税目として最重要視された。明治後半から昭和戦前期にかけては地租にかわってトップ税目になり、台頭した所得税とならび、租税の中心としての地位を占め続けた。一般消費税が導入された現在でも、個別消費税の筆頭であり、重要な国税のひとつである。

営業税は明治 29 年に、地方営業税を国税に移管して設けられた租税である。地方ごとにまちまちであった課税事務などを、全国統一的に行う必要から、郡区役所などを単位として税務署が設けられた。営業税は、税務署誕生のきっかけとなった租税と位置づけられるが、大正 15 年には営業収益税、昭和 15 年には再び営業税となり、昭和 22 年に廃止された。しかし翌 23 年からは事業税として復活し、都道府県税のひとつになった。

所得税は、日本産業革命の始期とみなされる民間企業勃興期（1886～1890）のさなか、日清戦争の準備財源を確保するため、明治 20 年に創設された。当初は個人のみを対象としたが、明治 32 年の改正により、法人（第一種）、公社債利子（第二種）、個人（第三種）に分けて課税した。そののち、所得税は控除制度などを逐次整えていったが、昭和 15 年の大改正では、サラリーマン（給与所得者）などを対象に源泉徴収制度が導入され、また法人課税が独立し、法人税となった。

これら以外の国税は「その他」として一括し、「その他」と基幹四税が国税収入に占める割合を、明治半ばから昭和戦時期にかけて、ほぼ 10 年きざみに求めると、表 1 のようになる。

表1 国税収入と基幹四税の動き

年代 税目	明治 22 年 (1889)	明治 32 年 (1899)	明治 44 年 (1911)	大正 8 年 (1919)	昭和 5 年 (1930)	昭和 14 年 (1939)
総 額	6600	12600	33000	83400	83500	249500
地 租	63.3	36.5	23.0	8.9	9.1	2.3
酒 税	24.8	38.8	27.8	18.4	20.1	4.8
所得税	1.6	3.8	10.6	23.4	24.3	35.5
営業税	-	4.4	7.6	5.3	6.6	5.1
その他	10.3	16.5	31.0	44.0	39.9	52.4

(注1) 出典は『国税庁統計年報書』第100回記念号、による。

(注2) 単位は総額が万円、地租以下が%。端数は四捨五入した。以下同様。

これら基幹四税の割合を合計すると、明治22年では90%にもなり、同32年では80%をこえ、同44年は69%、大正8年56%、昭和14年でも48%で、次第に低下させながらも、大きな割合を占め続けており、いずれも大型で長期間にわたる基幹税としての地位を保持していた。

個別にみると、地租は明治22年が4200万円で、税収全体の63%ほども占め、租税の中心としての地位を保っていた。しかし日清戦争後から税収割合は低下しはじめ、明治32年、はじめて酒税に追いこされた。日露戦争からしばらくのあいだトップ税目を回復したが、明治43年には再び酒税に逆転され、租税の中心をゆずった。明治44年は7600万円で23%、第一次世界大戦がおわった翌大正8年は7400万円で9%と、それぞれ下がった。そののちも税収割合は縮小し続け、日中戦争下の昭和14年には5700万円で2%に低下し、太平洋戦争下では食糧増産のために減免政策を実施したこともあり、1%未満にまで激減した。

酒税は明治32年、地租にかわってはじめてトップ税目となった。日露戦争からは一時的に地租を下回ったが、明治末期には再逆転し、以降は租税の中心となった。そののち、税収割合は若干下がったものの、第一次世界大戦期から

昭和恐慌期までは2億円あまりで20%台を持続し、所得税とトップ税目の地位を競いながらも、租税の中心を堅守した。しかし昭和恐慌後から割合は縮小しはじめ、日中戦争下では1億円台で5%に低下、この低度は昭和19年に8億円、翌20年に11億円と、急膨張するまで続いた。

営業税は、明治29年の創設時から日露戦争ごろまでは1000万円未満で、税収全体に占める割合も4%から5%であった。日露戦争後から日中戦争直前までのあいだに、2000万円台から9000万円台に増加したものの、税収割合が10%をこえることはなかった。戦時期には1億円台と増加したが、割合は5%台に低下した。営業税は、租税の中心となることなくおわった。

いっぽう所得税は創設2年後の明治22年市制町村制実施時が106万円で、税収全体の2%にも満たない租税であった。しかし明治32年に法人課税が導入されたところから伸張しはじめ、明治末期には3500万円で11%に拡大し、酒税、地租、営業税とともに基幹税に成長した。

所得税は第一次世界大戦の大戦景気下で、大戦前の3700万円から1億2000万円に急膨張し、大正8年には1億9500万円で税収の23%を占め、酒税を追いこし単独ではじめてトップ税目となり、そののちは社会政策的な施策を加味しつつ、租税の中心としての傾向を強めた⁽¹⁾。

所得税は大正末期2億2000万円で、昭和恐慌を過ぎるころまでは2億円台を持続し、酒税とならぶ収入であった。しかし昭和9年ごろから急膨張し、日中戦争下には8億8500万円で36%も占めて高位となり、租税の中心化を達成した。昭和15年の改正で法人課税が法人税として独立したため、太平洋戦争下では税収割合をやや下げたが、それでも30%台から20%台と高く、租税の中心としての地位にかわりはなかった。

所得税にみられるこのような成長は、納税者の増加によって支えられたといえる。創設ごろ所得税の納税者は全国にわずか12万人弱の少なさで、社会的に地位のひいでた富者が負担する意味で、名誉税といわれるほどであった。し

(1) 大村巍「大正年代の税制と社会政策の加味」(『税務大学校論叢』8 1974年)

かし明治 32 年に法人課税が導入されたときには、一気に 34 万人に増加し、翌年から日露戦争後にかけては毎年 10 万人ずつ増え、一部の富者が負担する時代は過ぎ去った。そして明治 41 年にはついに 100 万人を突破し、同時期に実現した所得税の基幹税化を支えた。

所得税は第一次世界大戦期に急膨張し、単独ではじめてトップ税目となった大正 8 年には、140 万人の納税者数であった。大正期には数回にわたり減税されたが、納税者の増勢はいっこうに収まることがなく、大正 14 年には 190 万人にまで増加した。

所得税の納税者は、昭和初期には金融恐慌や昭和恐慌による経済的低迷で、80 万人弱に急減した。しかしその後は急増期に入り、昭和 10 年には 100 万人台を回復し、同 14 年には 190 万人と、大正末期の水準に復帰した。そして所得税が急膨張した昭和 15 年には 280 万人、戦争がおわった昭和 20 年には 600 万人にまで急増したのである。

日本の総人口は、明治 22 年が 4000 万人、20 年後の明治 42 年に 5000 万人、それから 15 年後の大正 15 年に 6000 万人、さらにそれから 10 年後の昭和 11 年には 7000 万人となり、20 年間、15 年間、10 年間きざみの単位で、1000 万人ずつ増加した。

したがって太平洋戦争末期では、総人口のおよそ一割近くに相当する 600 万人の国民が所得税の納税者となったわけで、所得税の大衆課税化といわれる時代の開始は、この時期に求めることができよう。

2 都市を中心とする課税

明治 20 年導入時の所得税法には、

凡ソ人民ノ資産又ハ営業其他ヨリ生スル所得金高一箇年三百円以上アル者ハ、此税法ニ依テ所得税ヲ納ム可シ（「所得税法」第 1 条）

とあり、所得税は個人の資産と経済活動などより生じる「所得」が課税標準であった。

個人による資産運営および経済活動は、農村よりも多数な人口が集積される都市のほうが高くまた活発である。したがって所得税納税者も農村に比べて都市のほうに多く集積され、所得税収入も高まることは指摘するまでもないが、それを歴史上に立証してみたい。

明治 20 年（1887）に所得税が導入され、同 22 年には市制町村制が施行されて、江戸時代に発達した城下町や宿場町、港町、門前町、あるいは幕末に開かれた開港地などの都市を中心に、全国にあわせて 40 市が誕生した。これら各市は人口 2 万 5000 人を基準に成立した行政都市であるが、なかでも人口が 10 万人をこえる東京・大阪・京都・横浜・名古屋・神戸の大都市は、六大都市と総称された。

これら各市とその所得税額、各市を包み込む道府県の所得税額、道府県額に占める各市の所得税割合などを示すと、表 2 のようになる。

北海道から沖縄までの 47 道府県で、市数は 40 市であるから、道府県に所属の市数は平均 1 市に満たない。北海道と、東北地方の福島、関東地方の栃木、群馬、埼玉、千葉、中部地方の長野、関西地方の滋賀、奈良、九州地方の大分と宮崎、それと沖縄にはまだ市制を施行する都市はない。道府県で 2 市以上を抱えるのは、日本海側の山形と富山、九州地方の福岡、そして瀬戸内の兵庫と大阪の 5 府県である。これら 5 府県の都市に共通するのは、江戸時代に発達した東回りあるいは西回り航路沿いにある、その寄港地や寄港地の近くで栄えた城下町などであり、日本が近代立憲国家として歩みだしたころは、まだ江戸時代の延長線上にある地方都市像の一端を垣間みることができる。

表2 全国都市の所得税額

府県名	市名	市の税額(円)	府県の税額(円)	割合(%)	備考
青森	弘前	742	6171	12.0	
岩手	盛岡	1950	6480	30.1	
宮城	仙台	6904	16442	42.0	
秋田	秋田	1441	9480	15.2	
山形	山形	1759	13006	13.5	}20.0%
	米沢	848		6.5	
茨城	水戸	2117	13337	15.9	
東京	東京	333190	355808	93.6	
神奈川	横浜	25681	44316	57.9	
山梨	甲府	3673	12286	29.9	
新潟	新潟	3401	34644	9.8	
富山	富山	3024	8130	37.2	}53.2%
	高岡	1302		16.0	
石川	金沢	3109	7489	41.5	
福井	福井	1247	5487	22.7	
岐阜	岐阜	1904	13795	13.8	
静岡	静岡	2773	15836	17.5	
愛知	名古屋	13388	31149	43.0	
三重	津	3479	18875	18.4	
京都	京都	22790	30561	74.6	
大阪	大阪	61261	75459	81.2	}84.9%
	堺	2774		3.7	
兵庫	神戸	14758	43803	33.7	}39.2%
	姫路	2431		5.5	
和歌山	和歌山	2089	4925	42.4	

鳥取	鳥取	837	3054	27.4	
島根	松江	1123	8338	13.5	
岡山	岡山	2358	15915	14.8	
広島	広島	6029	18963	31.8	
山口	下関	1701	14485	11.7	
香川	高松	1634	9613	17.0	
徳島	徳島	2950	10295	28.7	
愛媛	松山	1936	9353	20.7	
高知	高知	2969	5687	52.2	
福岡	福岡	2782	23901	11.6	} 17.0%
	久留米	1317		5.4	
佐賀	佐賀	3498	8379	41.7	
長崎	長崎	5195	10918	47.6	
熊本	熊本	3785	12186	31.1	
鹿児島	鹿児島	3651	9516	38.4	
(合計)	(40市)	559800	(平均)	29.3	
			(全国 1056239)	53.0	

(注) 高松、福岡、久留米は明治 23 年度、水戸、佐賀は同 24 年度の所得税額。富山、高岡、鳥取は明治 22 年度「その他の諸税」から推計。松山は明治 27 年度、福井は同 36 年度、岡山は同 29 年度額から推計。

道府県の所得税額に占める所属都市の所得税額で、その割合がもっとも高いのは、東京市の 94% ほどである。つまり東京府全体の所得税は、9 割以上が東京市からの収入で占められたことになる。

各市が所属道府県額に占める所得税割合の全国平均を求めると 30% 近くと極めて高くなり、道府県の所得税はその 3 分の 1 ほどが、道府県内の所属都市に集中していたことになる。

また各市所得税の合計額が、全国額に占める割合を求めると 53% にもなり、

全国所得税の過半数以上が、わずか 40 都市からの収入で占められた。

このように府県規模でも、全国規模でも、都市からの所得税収入は高いが、この高収入は、所得税が都市を中心とする課税であったからといえる。

つぎに、明治 44 年、大正 15 年、昭和 14 年の各時点における市数、全国所得税額に占める市所得税額の割合などを追求してみよう。

明治 44 年の段階で、全国の市数は 61 市、明治半ばから 21 市増えた。複数の市を抱える道府県に、青森（弘前 青森）福島（福島 若松）群馬（高崎 前橋）神奈川（横浜 横須賀）新潟（新潟 長岡 高田）長野（松本 長野）三重（津 四日市 宇治山田）広島（広島 呉 尾道）香川（高松 丸亀）と 9 県が新たに加わり、福岡県には小倉と門司が加わった。道府県が抱える市数は平均 1.3 市となったが、いっぽう市の所在がない道府県は、北海道と埼玉、千葉、宮崎、沖縄だけとなった。

大正 15 年では、全国の市数は 101 市で、大正年代に 40 市増え、道府県が抱える市数も平均で 2.1 市となり、市のない道府県は解消した。また北海道（札幌 函館 小樽 旭川 室蘭 釧路）静岡（静岡 清水 沼津 浜松）兵庫（神戸 西宮 尼崎 明石 姫路）福岡（福岡 久留米 若松 八幡 戸畑 大牟田 小倉 門司）などの道府県に、都市は著しく増加した。

昭和 14 年では、全国の市数は 153 市となり、昭和初期から一気に 52 市も増え、平均の市数も 3.2 市と増加した。とくに埼玉（川越 浦和 川口 熊谷）、千葉（千葉 市川 船橋 銚子 館山）、神奈川（横浜 横須賀 川崎 鎌倉 平塚）、愛知（名古屋 一宮 岡崎 豊橋 瀬戸 半田）、京都（京都 福知山 舞鶴 東舞鶴）、大阪（大阪 堺 岸和田 豊中 池田 布施）兵庫（神戸 姫路 西宮 尼崎 明石 飾磨 洲本）など、六大都市を抱える府県、あるいはその周辺諸県で、都市の集積が激しさを増した。

当期で道府県が抱える都市が 1 市のみなのは、秋田（秋田）、山梨（甲府）、奈良（奈良）、島根（松江）、徳島（徳島）、高知（高知）、熊本（熊本）、鹿児島（鹿児島）と、8 県に過ぎなくなった。

大正年代から昭和戦時期までの 30 年間に、全国で新しく 92 市が行政都市の

仲間入りを果たし、全国的な都市化はこの時期に著しく進んだ。そして都市化の度合は大正年代よりも、昭和戦前期のほうが激しかったといえる。

道府県の所得税に占める所属都市の所得税割合で、全国平均は明治末期（明治44年）が21%、大正末期（大正15年）も、戦時期（昭和14年）も21%の同率でかわりはみられず、明治半ば（明治22年）に比べ9%ほど低下し、都市への課税度合が漸減したようにみえる。しかし道府県の平均市数は、明治末期が1.3市、大正末期2.1市、戦時期3.2市と漸増しているから、結局、所属の都市全体では道府県に占める所得税割合は高まっている。道府県の所得税は、道府県内に所在の都市に集中する度合を高めたのである。

都市の所得税の合計額が全国額に占める割合を求めると、明治末期は48%で、明治半ばに比べやや低下したが、それでも過半数に近い。そしてこの割合は大正末期が68%、戦時期には83%にまで大きく拡大した。

所得税は都市を中心とする課税であったが、都市化の全国的な進展にともなって、道府県規模でも、全国規模でも、所得税収入が都市に集中する傾向は高まった。同時に、この全国的な都市化の進展は、すでに指摘した所得税の成長軌跡と同一であったといえよう。

3 突出的な六大都市の所得税

さて、全国的に都市化が進展するなかで、東京・大阪・京都・横浜・名古屋・神戸の六大都市の所得税は、どのような位置を占めたのであろうか。

明治半ば、明治末期、大正末期、昭和戦時期の各時点で、都市の所得税が道府県額、全国額に占める割合で、上位を求めると、表3のようになる。

表3 六大都市の所得税割合

年代等 都市名	明治22年 (1889)		明治44年 (1911)		大正15年 (1926)		昭和14年 (1939)	
	府県	全国	府県	全国	府県	全国	府県	全国
東京	93.6	59.5	86.1	39.8	82.2	40.7	99.4	46.2
大阪	81.2	10.9	83.8	17.1	88.1	17.0	88.2	21.1
京都	74.6	3.9	70.7	4.0	84.5	4.1	89.2	3.0
横浜	57.9	4.5	70.4	6.0	67.8	2.6	65.0	1.9
名古屋	43.0	2.3	49.6	4.1	66.7	3.8	73.0	4.1
神戸	33.7	2.5	42.9	5.3	56.0	6.7	49.1	5.2
(平均)(合計)	64.0	83.6	67.3	76.3	74.2	74.9	77.3	81.5

いずれの時点でも六大都市が、上位6位を独占していた。大都市が所属の府県に占める所得税割合は、いずれの時点、いずれの大都市とも極めて高いが、平均数でも、明治半ば64%、明治末期は67%、大正末期74%、戦時期77%と次第に上昇しており、六大都市が所属する府県では、その大都市に所得税の集中する傾向が極めて高かった。

六大都市のなかで所得税の集中度が高く、かつ集中傾向がもっとも強まったのは東京で、明治半ばですでに府内の94%をも占め、戦時期には99%にも達した。

戦時期で、所得税の集中度が高いのは、東京について、京都89%、大阪88%、名古屋73%、横浜65%の順位となる。しかし神戸は最下位に沈み、割合も49%

と過半数を下回った。兵庫県内にはこの時期、神戸・西宮・尼崎・明石・姫路・飾磨・洲本とあわせて7都市もあり、県内の所得税がこれら各都市に分散したため、神戸の割合が過半数を下回ったと考えられる。

全国額に占める割合がもっとも高いのはやはり東京で、いずれの時点でも40%あまりから60%台にあり、国内所得税の過半数ほどが集中しているわけで、東京の都市規模の巨大さをうかがうことができよう。

全国額に占める割合で、六大都市の合計を求めると、明治半ばで84%、明治末期が76%、大正末期は75%、戦時期は82%と、いずれの時点も極めて高かった。つまり国内の所得税はその4分の3ほどが、常に六大都市によって占められていたことになる。所得税は都市を中心とする課税であったが、なかでも六大都市の比重は極めて高かったといえよう。

ところで日露戦争から明治末期にかけては、所得税の納税者が著しく増大し、所得税が同期に実現させた基幹税化の基盤を形成した。いっぽうこの時期は、日本の資本主義が確立したといわれるころに相当する⁽²⁾。

全国でも所得税の集中度が極めて高かった六大都市で、所得税が管内のトップ税目となった時期を求めると、もっとも早いのは神戸の明治32年、ついで東京が明治34年、大阪・横浜・名古屋がともに明治39年、京都は大正5年である。いずれの大都市においても、所得税が国税のトップ税目となり、租税の中心に近づいた大正8年よりも早期に、管内トップ税目化を実現していた。すなわち六大都市の所得税管内トップ税目化の時期と日本資本主義の確立時期とが、みごとに一致する。

これは、六大都市の所得税管内トップ税目化が、日本資本主義の確立を見極める一指標になると考えることができる。全国規模で所得税の基幹税化が達成され、国内でも所得税の集中度が極めて高い六大都市において、その大部分が管内トップ税目化を実現するにいたった明治39年をもって、日本資本主義の確立と指摘することが可能であろう。

(2) 石井寛治『日本経済史(第2版)』(東京大学出版会 1992年)

さて所得税の集中度が六大都市に極めて高い理由は、ほかの都市よりも納税者が多く、とりわけ高額納税者が多数だったからである。

まず所得税納税者をみると、六大都市の所得税納税者数、およびそれが全国の所得税納税者数に占める割合を求めると、明治33年は7万人で15%、同44年は19万人でやはり15%、大正15年は25万人で22%、昭和14年は73万人で60%の高率となり、納税者も全国数に占める割合も増加したが、大正年代よりも戦時期のほうが増加ぶりは著しい。

戦時期の六大都市別納税者数では、東京が33万人、ついで大阪が20万人と突出して多く、かつ前時代よりもとりわけ膨張している。この所得税納税者の膨張は、主に両都市における人口の急膨張によってもたらされたのであるから、東京と大阪は大正年代よりも昭和戦前期において、都市化のテンポが加速したといえる。

つぎに所得税の高額納税者数をみると、六大都市における高額納税者を個人と法人に分けて、明治44年と大正15年、昭和11年の各時点で求めると、表4のようになる。

六大都市における個人の高額納税者が全国数に占める割合は、明治末期で41%、大正末期が53%、昭和11年には68%と、10数パーセントずつ段階的に増大し、個人の高額納税者は六大都市に集中する傾向にあった。とくに東京と大阪における集中が著しく、両都市をあわせると昭和11年には56%と過半数をこえたが、集中度は東京のほうがはるかに高かった。

六大都市における法人の高額納税者が全国数に占める割合は、明治末期で32%、大正末期には79%に倍化し、昭和11年でも76%と極めて高い。大正年代に倍以上に増えたのは、第一次世界大戦期の大戦景気で会社企業の経営規模が拡大したこと、および会社企業の営業活動が活発化したことなどのために、会社企業が著しく成長し、好業績な会社企業が多数を占めるようになったから、といえる。

表4 六大都市の高額納税者

年代等 都市名	明治 44 年 (1911)		大正 15 年 (1926)		昭和 11 年 (1936)	
	千円超 の個人	千円超 の法人	1 万円超 の個人	10 万円超 の法人	1 万円超 の個人	10 万円超 の法人
全 国	1268	993	1000	122	1129	174
東 京	223	141	277	63	436	83
大 阪	146	67	145	16	198	32
京 都	31	14	33	1	45	2
横 浜	56	40	14	4	20	5
名古屋	31	22	22	2	26	5
神 戸	37	31	34	10	47	5
(合計)	524	315	525	96	772	132
(割合)	41.3	31.7	52.5	78.7	68.4	75.9

法人の高額納税者が東京と大阪の両都市に集中する度合は、個人のばあいよりももっと激しく、両都市をあわせると、大正末期で 65%、昭和 11 年も 66%と、極めて高い割合であった。これは両都市に大会社が集中していることを示しているが、集中度は、個人の割合と同様に、東京のほうが大阪よりもはるかに高かった。

4 都市社会を担う主体

つぎに所得税収入を支えた主体とその推移について、明治半ばごろから昭和戦前期のあいだで、常に全国所得税額の40%以上を1市で占め続けた東京を中心に追求し、都市社会の担い手とその変容などに言及してみたい。

六大都市の所得税で、法人と個人の収入割合を、法人課税が導入された翌明治33年からほぼ10年きざみで概観すると、表5のようになる。

表5 六大都市の法人・個人別税収割合

年代等 都市名	明治33年 (1900)		明治44年 (1911)		大正8年 (1919)		大正15年 (1926)		昭和6年 (1931)		昭和14年 (1939)	
	法	個	法	個	法	個	法	個	法	個	法	個
東京	51	32	55	44	71	28	50	36	30	48	53	37
大阪	29	71	38	60	62	38	30	52	24	54	47	46
京都	13	86	17	82	32	67	23	62	16	67	32	61
横浜	63	36	47	52	66	29	47	38	40	39	46	41
名古屋	20	80	31	69	50	50	31	53	26	56	43	52
神戸	36	64	32	67	82	18	40	44	17	65	53	42
(平均)	35	62	37	62	61	38	37	48	26	55	46	47

(注) 単位は%。

法人収入の平均では、大正8年の割合が61%とほかの時点に比べて極めて高く、逆に昭和6年は26%と極めて低い。大正8年のばあい、大戦景気のため会社企業が異常なほど好調であったことを伝え、昭和6年のばあいは、昭和恐慌の大不況が会社企業に与えた打撃の大きさを伝えているが、ともに法人収入が景気の変動によって敏感に上下動する一面をよく示している。

これら税収の振幅が極端に大きい両年を除くと、法人収入の平均数は法人課

税の導入直後が 35%でもっとも低く、そののちは次第に上昇し、戦時期の昭和 14 年が 46%でもっとも高くなり、個人収入の平均数に匹敵するほどの割合になった。近代を通じたこのような法人収入の上昇傾向は、六大都市における会社企業の成長ぶりを示しているが、いっぽうでこれら会社企業に対する法人課税が、所得税収入を支える一支柱であったことを明示する。

個人収入の平均では、明治 33 年と明治末期がともに 62%で極めて高く、大正末期と戦時期にはそれぞれ 48%、47%と、過半数を若干割り込む低下を示した。しかしそれでも各時点で法人収入を上回っており、個人課税も近代を通して所得税収入を支えた一支柱である。

六大都市別に、法人課税導入直後から戦時期の各時点で、法人と個人の収入割合を比べると、京都の法人割合が極めて低いのにに対して、個人割合が相対的に高い特徴に気づく。これは京都では会社企業の発達のほかの大都市よりも低く、いっぽうで大規模な個人経営が比較的多いことを示している。古都京都の大規模な個人経営といえば、西陣の名に代表される京都呉服問屋の存在が飛び抜けていよう。

また特徴的なのはいずれの時点でも、東京の法人割合が一度も過半数を下回ることがないのに対して、ほかの大都市では明治 33 年の横浜 63%、昭和 14 年の神戸 53%を例外として、過半数を上回ることがないことである。これは、東京の法人が著しく発達していることを示している。

東京の会社数（本社あるいは本務社のみ）とその資本金総額は、明治 44 年が 1900 社で 8 億 4000 万円、大正 15 年は 6800 社で 69 億 7000 万円、昭和 12 年は 1 万 9000 社で 123 億 8000 万円と、各時点とともに激増した。明治末期に比べて大正末期は会社数で 3.6 倍、資本金総額で 8.3 倍と増え、戦時期では、大正末期に比べ会社数で 10.2 倍、資本金総額で 14.7 倍に膨張し、大正年代よりも戦時期のほうが、会社の成長規模は大きい。それに 1 社あたりの資本金では、明治末期が 45 万円、大正末期は 103 万円と倍化した。戦時期は会社数が激増したこともあり、64 万円の規模にとどまった。

昭和 12 年の 1 万 9000 社のうち、会社の種類別でみると、商業会社が 1 万

2000社と圧倒的に多くを占め、ついで工業会社が5500社であった。また会社の形態別では、合資会社が1万700社と圧倒的に多く、ついで株式会社6000社、合名会社2600社であった。これらのうち大正末期に比べて伸張率がもっとも高かったのは、株式会社の41%である。

すなわち東京では、昭和戦前期に成長した会社の主力は、株式会社形態による商業会社であったとみることができる。

しかし東京のこれら会社のなかで、法人所得税を実際に納めた会社は、明治44年が600社、大正15年は3200社、昭和12年は1万4000社で、会社数に対する実際の納税者率は、明治末期が31%と極めて低度で、大正末期に48%とほぼ過半数に近づき、戦時期には72%と、急速に伸張した。

東京では戦時期に株式会社形態の商業会社が成長し、しかも担税力の富んだ会社が著しく多くなったとみることができる。

つぎに個人の所得について、初期の所得税法では、

公債証書其他政府ヨリ発シ若クハ政府ノ特許ヲ得テ発スル証券ノ利子、
 営業ニアラサル貸金ノ利子、株式ノ利益配当金、官私ヨリ受クル俸
 給、手当金、年金、恩給金及割賦賞与金ハ、直ニ其金額ヲ以テ所得トス
 (明治20年「所得税法」第2条第1項)

資産又ハ営業其他ヨリ生スルモノハ其種類ニ応シ、収入金高若クハ収入
 物品代価中ヨリ国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、製造品ノ原質物
 代価、販売品ノ原価、種代、肥料、営利事業ニ属スル場所、物件ノ借入料、
 修繕料、雇人給料、負債ノ利子及雑費ヲ除キタルモノヲ以テ所得トス
 (「同上」第2条第2項)

と、収入をもって直ちに所得とするものと、資産または経済活動より生まれる所得と、源泉の違いにより大きく二つに区分した。

明治32年の所得税法改正により、所得税は、法人、公社債利子、個人の三つに区分して課税することになった。

その際、個人所得は「田畑」「山林伐採」などあわせて13種類に分け、それらの所得額、税額などを明らかにした。そののち、大正2年には「諸給与」、

同 10 年に「配当」「賞与」、昭和 5 年に「金融業」「交通業」、翌 6 年に「娯楽興行・接客業」、そして同 7 年には「水産業」を追加し、全部で 20 種類となった。

これら個人所得の種類はその源泉などに注目し、つぎのように整理することができよう。

(整 理)	(所得の種類)
農 業 所 得	田畑 山林 原野 その他の土地 畜産・蚕業 水産業
不 動 産 所 得	貸宅地・貸家
商 工 業 所 得	工業 商業 鉱業 金融業 交通業 営業貸金預金その他 他利子 娯楽興行・接客業
俸 給 所 得	俸給給料歳費 賞与
そ の 他	配当 庶業 労力 その他所得

これらのなかで税収割合が大幅なのは不動産所得と商工業所得、俸給所得であり、個人所得税を支えた三大支柱といえる。

不動産と商工業、俸給の個人三所得で、商工業は商工業者、俸給は俸給所得者の経済活動から生まれる所得であるが、不動産は、個人の所有する土地家屋などの資産運用から生まれる所得である。すなわち商工業や俸給は人的活動が所得源泉であるが、不動産所得は資産の運用がその源泉である。したがって商工業者や俸給所得者は都市社会の人的一員であるが、土地家屋が都市社会の人的一員でないことは、指摘するまでもない。

不動産と商工業、俸給の個人三所得を中心に、明治 33 年、同 44 年、大正 15 年、昭和 14 年の各時点で、東京のこれら各個人所得の割合と、同時点における納税者一人あたりの所得額を求めると、表 6 のようになる。

不動産所得は、明治末期の 23% が頂点であったものの、それでも商工業所得、俸給所得をこえることはなかった。しかも大正末期には 17%、戦時期には 11% と、地位を低下させた。

表6 東京の所得種類と動き

事項	年代	明治 33 年	明治 44 年	大正 15 年	昭和 14 年
		(1900)	(1911)	(1926)	(1939)
農 業		2.6	1.6	0.8	0.6
不 動 産		13.3	23.4	17.4	11.3
商 工 業		35.9	34.5	29.8	26.8
俸 給		42.1	34.5	44.6	58.0
そ の 他		6.1	6.0	7.4	3.4
1 人あたり所得 (円)		823	843	3429	3108

(注) 単位は%。

商工業所得は明治期を通して 35%から 36%と高く、明治後期における東京の所得税管内トップ税目化を支えた主力であったといえる。しかし大正末期には 30%、戦時期には 27%と、次第に低下する傾向にあった。

これに対して俸給所得は、明治 33 年 42%、明治末期も 35%と高く、東京の所得税管内トップ税目化を商工業所得とともに支えた支柱であった。しかも大正末期には 45%と最上位に成長して、商工業所得を上回るようになり、この格差は戦時期にさらに 58%と大幅に拡大した。

俸給所得とは、当初の所得税法に「官私ヨリ受クル俸給、手当金、年金、恩給金及割賦賞与金」(明治 20 年「所得税法」第 2 条第 1 項)とあるように、賃金生活者の俸給が中核である。しかし当期における俸給所得の主な担い手は、官庁の上級役人や会社の役員など、いわゆるサラリーマン(給与所得者)でも上層に属する人々であった。

東京の個人所得税納税者は、明治末期がおよそ 7 万 8000 人、大正年代でもっとも多かったのは大正 12 年の関東大震災時で 16 万人、日中戦争時は 17 万 5000 人であった。このように東京の個人所得納税者は大正年代に急増したが、当期に著しかった俸給所得の伸張度からも判然とするように、その担い手の主力はサラリーマンであったといえよう。

それと個人納税者一人あたり所得額は、明治後期の800円台から大正末期および戦時期には3000円台と、3倍以上も増加し、所得水準は向上した。

すでにみたように東京ではほかの大都市よりも、会社企業の発達が顕著であった。そして大正年代から戦時期にかけては、株式会社形態の商業会社で担税力に富んだ会社企業が成長した。必然的に、会社企業で経営にたずさわるサラリーマンも増え、その所得水準も向上した。東京では、当期にサラリーマンが個人所得税納税者の主体に躍り出たのである。

明治後期に東京にみられた商工業所得の高い割合、大正期における俸給所得の急成長、および一人あたり所得額の増加といった諸傾向は、ほかの大都市にも共通にみられる特色であった。したがって国内においては全般的に、明治後期に実現した所得税の基幹税化を主体的に支えたのは商工業者であり、大正年代に著しかった所得税の租税中心化傾向を主体的に支えたのはサラリーマンであったと、指摘できるであろう。

都市の所得税収入を支える個人納税者は、いっぽうで都市生活者であり、経済活動を通して政治、経済、文化などさまざまな社会的組織と連結し、都市社会を担う主体でもあった。個人所得税納税者にみられる商工業者からサラリーマンへの主体転換は、都市社会における担い手の転換をも意味しよう。したがって明治期における都市社会の主体的な担い手は商工業者であり、大正年代からはサラリーマンが主体的な担い手になったと、位置づけられる。

しかし当期に成長したサラリーマンはその上層に属する人々であり、一般のサラリーマンが所得税納税者に組み込まれるのは、所得税の大衆課税化といわれはじめる太平洋戦争より戦後にかけての時期からである。

5 地租の変容にみる都市化

地租と課税標準の地価および地積、地目などを中心に、六大都市の都市化を追求してみよう。明治22年、同44年、大正15年、昭和14年の各時点で、六大都市別に、府県の地租額および府県額に占める各都市の地租割合を求めると、表7のようになる。

表7 六大都市の地租割合

年代等 都市名	明治22年 (1889)		明治44年 (1911)		大正15年 (1926)		昭和14年 (1939)	
	割合 (%)	府県額 (万円)	割合 (%)	府県額 (万円)	割合 (%)	府県額 (万円)	割合 (%)	府県額 (万円)
東京	54	51	72	327	71	329	96	843
大阪	7	146	44	309	55	323	81	490
京都	5	76	23	161	29	150	67	152
横浜	3	67	25	131	30	136	53	171
名古屋	1	184	12	316	19	322	49	276
神戸	2	202	14	336	16	339	2	300
(平均)	12.0		31.7		36.7		58.0	

明治22年で、六大都市の所属府県に占める割合は、東京が54%と高いものの、ほかの大都市はいずれも10%に満たず、平均では12%となる。都市への課税が中心であった所得税と比べ、あまりにも低度である。都市の地租割合が低いということは、周辺の農村では逆に、地租割合が高いことを示していよう。

地租改正では一般に、江戸時代に農村の農民が負担した年貢を地租に改め、課税標準の地価は土地の収益を基準に設定した。これに対し繁華な市街地が広がる東京では、最優等な土地の売買価格と賃借料などを斟酌して地価を定め、これに準じて周囲の地価も定めた。この方式は大阪や横浜、神戸などの市街地

にもあてはめられた⁽³⁾。すでに高地価な宅地が広がる都市と農地が圧倒的な農村とでは、課税地価の定め方に大きな相違があったのである。

明治 22 年の一坪あたり地価は、東京市（都市）が 85 銭なのに対し、東京府下（農村）では 11 銭となる。同様に大阪は 1 円 54 銭対 24 銭、京都は 36 銭対 13 銭、横浜は 1 円 72 銭対 8 銭、名古屋は 36 銭対 14 銭、神戸は 66 銭対 17 銭と、いずれも大都市の地価が周辺農村の地価を上回り、大都市と周辺農村とは平均にして 7.5 倍の開きが認められる。

しかし全国的に課税地積は農村のほうが圧倒的に広大であり、かつ高地価な宅地と低地価な農地を問わず、明治 10 年からは一律 2.5% が適用された。そのため地租の割合は農村に高く、都市に低く、相対的に地租は農村に重い結果となった。当期の地租は、農村を中心とする課税だったのである。

それにしても、22 年の東京市を含む東京府の地租額が、ほかの大都市の府県額に比べもっとも低額である。関東平野は全般的に畑地が多く、田地が少ない。江戸時代の年貢は、畑地よりも田地に重課であった。地租改正に先立って、明治 5 年 9 月に、関東地方の畑地は賦課率を高めたが⁽⁴⁾、地域間あるいは畑地と田地との差を解消するほど徹底したものではなかった、と考えられる。東京府の地租収入が低額なのは、畑地が多く、かつ畑地が低地価であったことに由来しよう。周辺農村が畑勝ちで低地価のため地租収入が低い分、東京市では全体に地価が割高で、地租収入も高くなった。明治 22 年の東京市で、地租割合が 54% とほかの大都市に比べ非常に高い背景には、主にこうした理由が伏在していたと考えられる。

明治 22 年では、京都府、神奈川県 の地租額も低額であったが、この理由も同様に、京都市、横浜市の周辺農村に畑地が多かったから、と考えられる。

つぎに明治末期では、明治半ばに比べ、六大都市のすべてにおいて、所属府県に占める地租の割合も、府県の地租額自体も高まっている。高まった理由は、明治 43 年に実施された宅地地価修正法により、市街地および郡村の宅地地価

(3) 有尾敬重著・福島正夫解題『本邦地租の沿革』（1977 年）

(4) 神奈川県立図書館編『神奈川県史料』第 1 巻（1965）。

が引き上げられたことに求められよう。宅地地価修正法の趣旨は、地租改正後一度も修正されることがなかった宅地の地価を引き上げ、地租負担のうえで都市と農村および地域間の不公平を解消するねらいがあった⁽⁵⁾。

宅地地価修正法の実施前に比べると、六大都市の地価は平均で 9.3 倍も引き上げられ、地租は都市課税への傾斜を強めた。

大正末期では、六大都市の地租割合は、明治末期に比べ平均で 5 %も増加した。当期の六大都市でも都市化が進行し、農地から宅地への転換がすみ、地目の変換にともなって農地よりも高地価となった宅地に対し地租が賦課されたことから、その分地租収入は増加し、割合も上昇した。地租の都市を中心とする課税は、都市化の進展によっても、高まったのである

戦時期では、六大都市の地租割合は 50%をこえるところが多くなり、東京では 96%にも膨らんでいる。政府は昭和 6 年に土地賃貸価格調査事業の結果を地租法として実施し、明治初年らしい地租を全面的に見直し、課税標準を地価から賃貸価格に改めた。改正により六大都市の課税価格は、宅地を中心に引き上げられ、平均で 1.3 倍上昇した。従前に比べて農地は減租となり、宅地が増租となったことから、六大都市の地租が増大する一因となった⁽⁶⁾。

戦時期の大都市では、都市化に加えて、地租法の実施によっても地租は増大し、地租は都市を中心とする課税に転化した。

地租では、課税の地目ごとに地積と地価、地租額、筆数などを掌握することができる。地目は田地、畑地など 11 種類に区分されるが、これらはつぎのように宅地と農地、その他、に整理することが可能であろう。

(整 理)	(地 目)
宅 地	宅地
農 地	田 畑 山林 牧場 原野
その他	塩田 鉱泉地 池沼 雑種地 その他

(5) 『明治大正財政史』第 6 巻 (1957)。

(6) 『昭和財政史』第 5 巻 (1957)。

行政都市の市域は、町村合併で拡大する。六大都市が市制を施行した時期の課税地積、これに占める宅地と農地のそれぞれの割合、人口、および大規模な町村合併時の直前と直後におけるこれらの変移数を掲げると、表8のようになる。

表8 六大都市の町村合併

	明治22年		昭和7年									
東京	課税地積	43			40		386					
	農地(%)	16			0		36					
	宅地(%)	79			100		41					
	人口	138			209		531					
	明治22年		明治30年			大正14年						
大阪	課税地積	8	8	34	35	125						
	農地(%)	0.9	0.7	60	31	64						
	宅地(%)	99	99	40	67	35						
	人口	47	50	76	143	211						
	明治22年		明治35年		大正7年		昭和6年					
京都	課税地積	14	14	19	19	41	41	209				
	農地(%)	23	23	40	34	61	46	83				
	宅地(%)	77	77	60	66	39	53	16				
	人口	28	37	38	56	69	77	98				
	明治22年		明治34年		明治44年		昭和2年		昭和11年		昭和14年	
横浜	課税地積	2	2	18	18	27	27	106	103	128	131	314
	農地(%)	0	2	67	59	68	58	83	72	77	76	87
	宅地(%)	100	94	29	39	30	41	16	26	22	23	13
	人口	12	21	30	42	44	41	53	70	74	87	97
	明治22年		明治31年		明治40年		大正10年		昭和12年			
名古屋	課税地積	10	11	12	12	25	25	118	116	122		
	農地(%)	13	18	27	21	51	40	78	65	65		
	宅地(%)	87	81	72	79	46	56	21	33	33		
	人口	16	24	25	31	35	43	63	90	108		

		明治 22 年	明治 24 年	明治 29 年	大正 9 年	昭和 4 年				
神 戸	課税地積	8	8	16	16	29	29	42	42	53
	農地(%)	56	55	77	76	85	64	71	64	67
	宅地(%)	44	45	23	23	15	35	28	36	33
	人 口	13	13	14	16	18	69	72	67	76

(注 1) 課税地積の単位は 100 町歩、人口は 1 万人。

(注 2) 縦二重線は大規模な町村合併のあった年。

課税地積とは、民有地のなかから地租の免租地を除いた面積である。民有地に免租地と国有地を加えると、市域全体の地積が得られる。また宅地の地積は、住宅や店舗、工場などが多数集積される市街地に相当する。

東京は徳川幕府により開かれた城下町の江戸を基本とし、発展した。明治 22 年に市制を施行した時点で、東京の課税地積は 4300 町歩、このうち農地は 16%、宅地は 79% の割合で、市域では市街地が四方に広がり、すでに 138 万人の巨大都市であった。

東京は昭和 7 年に周辺の 5 郡と大規模な町村合併を実施し、課税地積は 3 万 8600 町歩と従前よりも 9 倍に拡大し、人口も 209 万人から 531 万人と膨張、首都は一気に 530 万人都市に成長した。しかし合併直前の農地は 0%⁽⁷⁾、宅地が 100% であるから、市制施行時からの 40 年間あまりで、農地が一片もない市街地だけの都市へ変貌を遂げたのである。この農地が皆無という特色は、合併直後に農地と宅地の割合がそれぞれ 36% と 41% となり、市制施行時に近い水準に復帰したため、解消された。

大阪は江戸時代、全国経済の拠点都市として栄えた。市制施行時の課税地積は 800 町歩、農地は 1% を割り込み、宅地は 99% で、市域には市街地が最大限に広がり、人口は 47 万人であった。大阪は明治 30 年と大正 14 年に周辺の町村と大規模な合併を行い、大正 14 年の時点で、課税地積は 1 万 2500 町歩に増え、市制施行時に比べて 16 倍に拡大、人口も 143 万人から 211 万人と急増し、200 万人都市に成長した。

(7) 端数を捨てたため、実際には若干の農地はある。ほかも同様。

大阪は明治 30 年の合併直前で、農地は 0.7%、宅地は 99%の割合であった。合併直後には、農地 60%、宅地 40%となり、農地と宅地の地位は転倒し、農地が拡大となった。ところが大正 14 年の合併直前では、農地は 31%に減少し、宅地は逆に 67%に増加した。明治 30 年からの 30 年間あまりで、農地の 30%が消失し、その分宅地が拡大し、都市化が進行したのである。しかし大正 14 年の合併直後では、農地は 64%に増え、逆に宅地は 35%に減少し、市域に占める両地の割合は、明治 30 年の水準にほぼ復帰した。

京都の課税地積は、市制施行時で 1400 町歩、このうち農地は 23%、宅地は 77%、三都のなかでは農地がもっとも広大であった。当時の人口は 28 万人、宅地に対する人口比率は 0.04 人で、東京、大阪の 0.02 人に比べ、もっとも低かった。

京都も明治 35 年、大正 7 年、昭和 6 年と三度大きな町村合併を行い、そのたびに市域を拡大し、昭和 6 年合併直後の課税地積は 2 万 900 町歩で、市制施行時に比べ 15 倍に広がり、翌 7 年には 100 万人都市となった。しかし三都では都市化の度合がもっとも緩慢に推移し、また農地の割合はもっとも高く、宅地は逆にもっとも低い。昭和 6 年の課税地積で 83%をも占める農地は、田畑 33%、山林 67%の内訳であり、昭和戦前期の京都は、古都の風情を多分に残した山林に取り囲まれる都市であったといえる。

名古屋も江戸時代、尾張藩の城下町として発達した。市制施行時で名古屋の課税地積は 1 万町歩、このうち農地は 13%に過ぎず、宅地は 87%と広大で、人口は 16 万人であった。名古屋は戦時期までに大合併を 4 回を行い、昭和 12 年の合併直後では、課税地積は 12 万 2000 町歩で、市制施行時に比べて 12 倍に拡大し、100 万人都市に成長した

横浜と神戸は、幕末に開かれた居留地を基礎にして、その後急速に発展した都市である。市制施行時では、横浜が 200 町歩、神戸は 800 町歩と、ともに六大都市のなかではもっとも狭い課税地積であった。課税地積の構成では、横浜が 100%宅地なのに対して、神戸は半分以上が農地で占められ、ともに居留地を基礎としながらも、課税地積の構成は好対照であった。

横浜は戦時期までに大規模な町村合併を 5 回行い、昭和 14 年合併直後の課税地積は 3 万 1400 町歩となり、市制施行時に比べて 157 倍という六大都市のなかでも最大の拡大率で、100 万人都市の仲間入りを果たした。

神戸も 4 回の大合併を経て、昭和 4 年合併直後の課税地積は 5300 町歩となり、市制施行時の 7 倍ほどに拡大し、昭和 14 年には 100 万人都市の仲間入りを果たした。しかし神戸では、近代を通して農地から宅地への転換はほかの大都市よりも低度な割合であり、前表 7 にあるように神戸の地租割合が戦時期でも極端に低いのは、都市化の進展が緩慢だったことによる。

このように市制施行時から戦時期にかけての半世紀間で、六大都市では市域が拡大し、市域の課税地積も人口も急速に膨張した。しかしながらいずれの大都市でも、市域の拡大は繰り返し行われる町村合併によりもたらされたのであり、大都市の都市化には、そうして囲い込んだ農地を急速に宅地に転換させながら進行するという、共通の特色が指摘できる。

6 拡大する大都市の免租地

民有地は原則的に、地租の課税地である。農地でも荒地を開墾したり、災害を受けたばあいなどには、一定の条件のもとで地租は免除された。いっぽう住民が共同で使用する公共地に関しても、地租は免除された。公共地は農村にも設けられるが、むしろ人口が集積し、多数な市民の共同体である都市のほうに、共同体の運営のためさまざまな公共施設が必要であり、公共施設の敷地は集積される傾向にあった。したがって大都市ほど公共地は広大となり、大都市に免租地が広がる。

明治初期に行われた地租改正では、学校敷地、病院敷地、郷倉敷地、墳墓地などを免租地としたが、明治 17 年（1884）の地租条例では、免租地の範囲をつぎのように定めた。

公立学校地 郷村社地 墳墓地 用悪水路 溜池 堤塘 井溝 鉄道用地 禁伐林 公衆の用に供する道路

市制町村制の施行後、全国的な都市化の進展、土地利用の発展にともなって、免租地の種類は逐次拡大された。その沿革は大略、つぎのようになる。

（年 代）	（免租地の種類）
明治 23 年	水道用地
” 25 年	火葬場 斃馬捨場 土揚場 私設鉄道用地
” 30 年	保安林
” 31 年	伝染病院・隔離病舎・隔離所・消毒所の敷地
” 33 年	府県都市町村その他これに準ずる公共団体の所有地でその公用に供するもの
” 37 年	県有模範林 農事試験場試作地
” 41 年	軌道用地 公園地
大正 8 年	私立学校用地

昭和6年(1931)に地租条例にかえて地租法が制定され、拡大した免租地の種類を集大成し、改めてつぎのように定めた。

公用地 公共地 府県社地 郷村社地 護国神社地 墳墓地
 公衆用道路 鉄道用地 軌道用地 運河用地 用悪水路 溜池
 堤塘 井溝 保安林

前表8で示した東京の課税地積は、明治22年と昭和7年の大合併直前とで比較すると、300町歩の減少であった。この大部分は免租地に移行して非課税となったために生じたとみられるが、都市化の進行にともなって、東京の免租地は拡大したのである。

都市の免租地は、都市化が進むほど広大となる。

都市にさまざまに存在する免租地は、免租地のもつ特性などにより、大体つぎのように、公共施設地、交通路、墓地、その他、に整理することができよう。

(整 理)	(免 租 地 の 種 類)
公共施設地	公立学校敷地 私立学校敷地 水道用地 用悪水路 公園地 府県庁敷地 郡役所敷地 市区役所敷地 町村役場敷地 警察官衙敷地 議事所敷地 郵便電信電話用地 病院敷地 隔離病舎敷地 消毒所敷地 検疫所敷地 農事試験場・工業試験場・水産試験場の敷地 運河用地 河岸地
交通路	道路 鉄道用地 軌道用地
墓地	墳墓地 火葬場敷地
その他	府県社地 郷村社地 招魂社地 溜池 堤塘 井溝 保安林 砂防地 その他

「その他」を除き、公共施設地と交通路、墓地について、六大都市別に、明治44年、大正15年、昭和12年の各時点で比べると、表9のようになる。

表9 六大都市の主な免租地

年代等 都市名	明治 44 年 (1911)			大正 15 年 (1926)			昭和 12 年 (1937)		
	公共	交通	墓地	公共	交通	墓地	公共	交通	墓地
東京	21	17	59	36	33	26	47	32	14
大阪	57	27	1	45	35	2	41	42	2
京都	47	17	26	45	10	14	26	13	7
横浜	30	30	28	40	20	25	40	29	19
名古屋	39	11	11	38	15	7	41	18	5
神戸	52	4	9	47	17	6	50	19	4

(注) 単位は%。

一見して明らかなように、六大都市では、公共施設地と交通路が増加し、墓地は減少する傾向にあったといえる。

公共施設地のなかには、都市人口の増加にともなう施設需要の拡大によって、毎年のように恒常的に増える土地と、一定年期を経て増加し、その後また一定年期を経て増加するといった具合に、段階的に増える土地がある。恒常的に増える土地には、学校敷地や病院敷地、水道用地、公園地などが含まれ、段階的に増える土地には、市区役所敷地や警察官衙敷地など定員枠のある行政施設地があげられる。

公共施設地のなかでは、学校敷地の増加がとくに激しく、東京のばあい、明治末期は 50 町歩ほどであったが、大正末期では 130 町歩に増加、戦時期ではさらに 480 町歩に激増し、公共施設地全体に占める割合も、それぞれ 43%、38%、32%と、もっとも高かった。そして大正 8 年(1919)に私立学校用地の免租が許されると、学校敷地の増加テンポに拍車がかかることになった。このような学校敷地の激増、公共施設地に占める高割合、私立学校用地免租後に顕著となった増加テンポの加速などは、ほかの大都市にも共通にみられる特色である。

つぎに交通路のうち、道路は公共用道路を指し、鉄道用地は私鉄敷地、軌道用地は道路に敷設される路面電車の敷地であり、いずれも人的・物的な大量輸送を担う重要な都市基盤である。これら道路と私鉄、電車の地積について、六大都市別に、明治44年、大正15年、昭和12年の各時点でみると、表10のようになる。

表10 六大都市の交通路

年代等 都市名	明治44年 (1911)			大正15年 (1926)			昭和12年 (1937)		
	道路	私鉄	電車	道路	私鉄	電車	道路	私鉄	電車
東京	37	6	9	129	17	34	280	186	171
大阪	91	31	8	262	103	81	467	105	92
京都	24	-	2	21	2	14	62	52	61
横浜	3	15	7	3	7	21	14	82	27
名古屋	20	3	-	58	42	-	91	55	-
神戸	3	-	4	35	-	17	62	11	32
平均	29.7	13.8	6	84.7	34.2	33.4	162.7	81.8	76.6

(注) 単位は町歩。

道路・私鉄・電車をあわせた地積は、東京と大阪がほかの100万人都市よりも抜きん出て大きく、都市規模の巨大さをうかがわせる。東京では私鉄と電車の発達が顕著で、大阪では道路が発達している。当期までに名古屋に電車の敷地は確認できず、また私鉄建設が遅れていた都市のうち、京都は大正期に、神戸は戦時期の実現を確認できる。

道路・私鉄・電車の各平均値は、大正末期には明治末期の倍に増加し、さらに戦時期には大正末期の倍に増えた。六大都市の輸送基盤は、このように大正年代から戦時期にかけて充実が図られたが、それだけ六大都市における都市化の激しさを示す現象でもあるが、とくに著しかったのは東京と大阪であると、

指摘することができるであろう。

三都のなかで京都の交通路地積は、東京・大阪に比べて狭小である。また前表 9 にあるように、京都の公共施設地と交通路、墓地の各割合、および三者の合計値は、時代が下るとともに、漸減傾向にあった。もともと京都の都市化は緩慢であったが、この公共施設地と交通路の漸減傾向も、都市化の緩慢さを示していよう。また三者の合計値は、明治末期 90%、大正末期 69%であったが、戦時期には 46%と、過半数を割り込んでいる。京都の「その他」のなかで最大なのは、保安林である。京都の農地では山林の割合が高かったが、山林の多くは、林業経営地などに加えて、このような山や川を災害から護る保安林で占められていた。戦時期までの京都は、巨大都市の一員であっても、都市化は緩やかに推移し、古都にふさわしく、自然環境に満ちた都市であったといえよう。

全般的に六大都市の墓地は、時代が下るとともに減少した。墓地の減少がとくに著しかったのは東京で、明治末期では免租地全体の 60%を墓地が占めていたものの、大正末期には 26%、戦時期には 14%にまで縮小した。これは市民の埋葬地までも潰して宅地などに開発し、都市化が進行しているのであり、東京の都市化の激しさを示す一面であろう。

宅地などに開発された墓地の代替墓地、あるいは絶え間なく需要がある新しい墓地は、市域外に求めざるを得なくなるが、東京府営の大規模な多磨霊園が北多摩郡多磨村を中心に開園したのは大正 12 年で、東京市の都市化が急速に激しさを増す時期に相当する。

むすびに

所得税は、昭和 15 年に源泉徴収制度が導入され、法人課税が独立するなど大きな改正があり、また翌年には、税務監督局が廃止され財務局に再編される機構改革が断行された。昭和 14 年を境にして、税務監督局の統計書には従前の登載税目や項目に、削除や改訂などの大幅な変更が加えられ、変更前後の統一的な掌握が困難となる。また太平洋戦争開戦で戦時体制が強化されるようになると、昭和 16 年を境に、情報統制のため財務局の統計書自体が発刊の停止をよぎなくされた。

本稿が昭和 14 年を境にして、それ以降の立入った分析を行えなかった主な理由は、こうした租税史料の内容変更と刊行停止によるところが大きい。

ところで、明治 20 年（1887）に導入された所得税は、日露戦争の時期から飛躍的な成長をみせ、明治後期には基幹税化を果たした。ついで大正半ばには酒税を追い抜いて一時的にトップ税目となり、租税の中心に近づいた。そして昭和戦時期には租税のなかでも抜きん出た存在に成長し、所得税は租税の中心としての地位を確立した。

所得税の府県額に占める割合の高さ、および全国額に占める割合の高さにより、所得税が都市を中心とする課税であることが実証された。

明治 22 年に市制町村制が実施されて以降、市制を実現する都市は増加し続け、大正年代の高揚を経て、つぎの昭和戦時期には、全国の都市数は一頂点に達し、全国的に都市化が進展した。全国的な都市化の進展にともない、所得税の都市を中心とする課税の度合はますます高まったが、それはまた所得税の成長と軌を一にするものであった。

六大都市の各管内で所得税がトップ税目となる時期は、所得税が基幹税化を達成した明治後期と一致した。明治後期は日本資本主義の確立期であったが、具体的な確立時点は、六大都市の大部分で所得税の管内トップ税目化が達せられるようになった明治 39 年（1906）に、求めることができると考えられる。

所得税は都市を中心とする課税であったが、全国に展開する都市のなかでも、

人口集積の著しかった東京、大阪、京都、名古屋、横浜、神戸の六大都市は、ひときわ税収規模が大きかった。税収規模の大きな理由は、都市の規模が大きいはり納税者は多く、かつ法人・個人を問わず高額納税者の集積が著しかったからである。

大都市で所得税の高税収を支えた主体のひとつは、会社の発達による法人納税者であった。個人納税者も高税収を支えたいまいっぽうの主体であったが、個人納税者は経済活動を通じ、都市社会の主体的な担い手でもあった。大都市における個人所得税の主体的な担い手は、明治期では商工業者、大正年代から戦時期にかけてはサラリーマンであったことが、東京の所得種類や個人納税者の分析などにより明確となった。したがって都市社会の主体的な担い手も、都市化の進展にともない、商工業者からサラリーマンへ転換し、大正年代からはサラリーマンの時代が到来したのである。

しかし当期に都市社会の主体に成長したサラリーマンは、サラリーマンでも上級官吏や会社役員など上層に属する人々である。一般のサラリーマンが所得税を負担するようになるのは、所得税納税者が急速に多くなり、大衆課税化といわれはじめる太平洋戦争より戦後にかけての時期からである。

地租の課税は明治初期の地租改正いらい長いあいだ、都市よりも農村を中心とした。しかし明治 43 年に宅地地価修正法が実施されて、宅地の地価が一斉に引きあげられると、都市の地価は高くなり、地租収入が増した。すなわち全国的に都市化が加速される時期に、地租は課税の中心を農村から都市に傾斜させはじめたのである。

六大都市の内部でも、都市化は進行した。六大都市に共通にみられる都市化の特色は、町村合併を繰り返し行っては市域を拡大し、囲い込んだ農地を宅地に転換させるという、宅地化が進行することであった。大都市では農地が減少して宅地が増え、単位あたりで高地価な宅地に地租が賦課されることで、結果的に、地租は増収となった。都市化の進行にともなって、地租は都市課税の割合を高めたといえる。

そして六大都市の都市化がより激しさを増すころ、大正末年から昭和 2 年に

かけて実施された土地賃貸価格調査事業の結果が昭和6年(1931)に地租法として実施され、都市化するすんでいるところほど土地賃貸価格が高く評価されたため、大都市の地租収入は過半数をこえる割合に上昇し、地租は都市中心の課税に転化したのである。

住民が共同で利用する公共施設の敷地は免租地であった。免租地はなにも都市に限定的であったわけではないが、人口の集積地である都市に公共地も集積される傾向にあり、かつ都市化がすすむほど公共地の需要も増し、免租地は拡大した。

六大都市では、とくに公共施設地、交通路などの都市基盤が拡大した。公共施設地のなかでは学校敷地が著しく増大し、交通路は東京と大阪の発達が顕著であった。これら都市の免租地は大正年代に拡大したが、もっとも大きく拡大したのは、大正後期から戦時期にかけてであった。

六大都市では公共施設地や輸送基盤が拡大するいっぽうで、墓地だけは減少の一途をたどった。大都市の都市化は、都市民の埋葬地までも宅地などに開発して進行する激しさをはらむものだったのである。